

第8章 介護保険事業給付等の見込みと介護保険料

本町は沖縄県介護保険広域連合に所属しているため、介護保険事業の運営は広域連合により実施されています。第5期の介護保険事業の給付等見込みについても、広域連合と町とでサービス見込みに関する調整を行った上で、広域連合により推計されており、具体的な給付見込み方法や保険料算出方法は、広域連合が策定する第5期介護保険事業計画に掲載されています。

1. 被保険者数の推計

町の介護保険の被保険者数推計値は、平成24年度が14,186人、平成25年度が14,456人、平成26年度が14,716人と、増加傾向で推移すると見込まれています。また、認定者のほとんどを占める第1号被保険者も増加し、平成23年度（実績）の4,679人が、平成26年度には5,314人と635人増加すると予測されています。

表 8-1 推計被保険者数

単位：人

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	4,707	4,679	4,873	5,085	5,314
65～74歳	2,293	2,163	2,244	2,356	2,500
75歳以上	2,414	2,516	2,629	2,729	2,814
第2号被保険者 (40～64歳)	9,092	9,342	9,313	9,371	9,402
合 計	13,799	14,021	14,186	14,456	14,716

2. 給付費等の見込み

介護保険の各サービスの給付見込額の合算に、高額介護サービス費等の諸費用を加え、「標準給付費見込額」が算出されます。標準給付費とは、介護保険にかかる費用のうち、利用者が負担する1割分を除いた額にあたります。

また、地域支援事業にかかる費用額は、標準給付費見込額より審査支払手数料を除いた額に、年度ごとの算定割合（3%）を乗じることで算出されます。町の標準給付費と地域支援事業費は以下のように毎年増加することで見込まれています。第5期の3カ年分の標準給付費見込み額は、約55億4,400万円になるものと推計されます。

表 8-2 標準給付費と地域支援事業費

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	1,662,894,860円	1,726,729,797円	1,782,246,314円	5,171,870,971円
特定入所者介護サービス費等給付額	72,589,596円	74,728,806円	76,963,399円	224,281,801円
高額介護サービス費等給付額	39,402,330円	43,273,537円	47,525,082円	130,200,949円
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,690,737円	3,939,432円	4,204,885円	11,835,054円
算定対象審査支払手数料	1,984,455円	2,084,205円	2,189,085円	6,257,745円
審査支払手数料支払件数	20,889件	21,939件	23,043件	65,871件
標準給付費見込額 (A)	1,780,561,978円	1,850,755,777円	1,913,128,765円	5,544,446,520円
地域支援事業費 (B)	53,357,326円	55,460,147円	57,328,190円	166,145,663円
(参考) 保険給付費見込額に対する割合	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%

3. 第一号被保険者の保険料

第一号被保険者の保険料は、標準給付費に調整交付金見込額や予定保険料収納率等を勘案し、算出されます。その結果、本町における第5期の保険料基準額は、月額6,424円となり、第4期の5,243円より1,181円高くなります。（広域連合の保険料ランクでは3ランク）また、第一号被保険者の保険料は、所得段階によって異なり、それぞれ基準額に対する割合を乗じた額を納めることとなります。各所得段階の対象者は表8-3、所得段階別の月額保険料と基準額に対する割合は表8-4のとおりです。

表 8-3 所得段階別の加入者数の見込み

	合計所得金額	所得段階別加入者数						基準額に対する割合		
		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階		91人 (1.9%)	95人 (1.9%)	99人 (1.9%)	0.50	0.50	0.50			
第2段階		1,446人 (29.7%)	1,509人 (29.7%)	1,577人 (29.7%)	0.58	0.58	0.58			
第3段階		746人 (15.3%)	778人 (15.3%)	813人 (15.3%)	0.75	0.75	0.75			
第4段階		1,450人 (29.8%)	1,513人 (29.8%)	1,581人 (29.8%)	1.00	1.00	1.00			
第5段階		865人 (17.8%)	903人 (17.8%)	944人 (17.8%)	1.25	1.25	1.25			
第6段階	1,900,000円	199人 (4.1%)	208人 (4.1%)	217人 (4.1%)	1.50	1.50	1.50			
第7段階	4,000,000円	40人 (0.8%)	41人 (0.8%)	43人 (0.8%)	1.65	1.65	1.65			
第8段階	6,000,000円	36人 (0.7%)	38人 (0.7%)	40人 (0.8%)	1.80	1.80	1.80			
計		4,873人 (100.0%)	5,085人 (100.0%)	5,314人 (100.0%)						

表 8-4 八重瀬町の第一号被保険者保険料

	月額保険料	基準額に 対する割合	対 象 者	町の各対象 者構成比
第 1 段階	3,212 円	0.50	生活保護者、町民税世帯非課税で 老齢福祉年金受給者	1.9%
第 2 段階	3,726 円	0.58	課税年金収入額と所得金額の合計 が年額 80 万円以下の者	28.7%
第 3 段階	4,818 円	0.75	町民税世帯非課税で、第 2 段階対 象者以外の者	16.3%
第 4 段階 (基準額)	6,424 円	1.00	町民税本人非課税で、同世帯に町 民税課税者がいる者	29.8%
第 5 段階	8,030 円	1.25	本人が住民税課税で、合計所得額 が 190 万円未満の方	17.8%
第 6 段階	9,636 円	1.50	本人が住民税課税で、合計所得額 が 190 万円以上 400 万円未満の方	4.1%
第 7 段階	10,600 円	1.65	本人が住民税課税で、合計所得額 が 400 万円以上 600 万円未満の方	0.8%
第 8 段階	11,563 円	1.80	本人が住民税課税で、合計所得額 が 600 万円以上の方	0.8%

※保険料基準額は、第 4 段階となります。

<参考：広域連合加入市町村の保険料ランク>

ランク区分	構成市町村名					
1 ランク	北中城村	南大東村	北大東村			
2 ランク	豊見城市	南城市	金武町	嘉手納町	北谷町	南風原町
	久米島町	東 村	伊江村	読 谷 村	中城村	座間味村
3 ランク	本部町	八重瀬町	与那原町	国 頭 村	大宜味村	今帰仁村
	恩納村	宜野座村	伊平屋村	伊是名村	渡嘉敷村	粟 国 村
	渡名喜村					

